

盛岡市交通施設広告物件設置取扱事業者募集要項

盛岡市（以下「市」という。）では、交通施設の持続的な運営体制の確保を目的として、盛岡駅前広場内及び盛岡バスセンター内（以下「盛岡市交通施設」という。）に広告物件（以下「物件」という。）を設置するとともに、各物件の取扱業務を運用管理する事業者（以下「取扱事業者」という。）を次のとおり募集する。

1 募集内容

(1) 業務名称

盛岡市交通施設広告物件設置取扱業務

(2) 業務内容

取扱事業者は、盛岡市交通施設内の指定場所に設置する物件を製作し、設置及び維持管理するとともに、同物件の広告枠に掲出する民間企業等の広告主を募集し、広告を掲出するものとする。その他業務等の詳細は、別紙「盛岡市交通施設広告物件設置取扱業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(3) 設置場所

ア 盛岡市盛岡駅前通 57 番 1 地内 盛岡駅前広場内の指定場所

イ 盛岡市中ノ橋通一丁目 13 番 6 盛岡バスセンター待合室内の指定場所

(4) 業務実施期間

ア 盛岡駅前広場内の指定場所 令和 7 年 4 月 15 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

イ 盛岡バスセンター待合室内の指定場所 令和 7 年 4 月 15 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

2 取扱事業者の業務内容等

(1) 物件に広告を掲出しようとする者（以下「広告主」という。）の募集及び審査申請等の受付代行

取扱事業者は広告主の募集及び審査申請等の受付代行等を行い、掲出する広告内容等は、盛岡市広告掲載要綱（平成 17 年 2 月 9 日市長決裁）、盛岡市広告掲載基準（平成 17 年 2 月 9 日市長決裁）及び盛岡市交通施設広告掲出取扱要領（令和 7 年 3 月 5 日市長決裁）を遵守し、広告掲出前に市の事前審査を受けるものとする。また、広告の内容に関する事故や苦情等は、その責任の一切を取扱事業者が対応するものとする。

(2) 市との連絡調整及び市への広告原稿の提出

(3) 広告主との個別契約及び代金回収

(4) 物件（広告を含む）の設置、撤去（原状復旧）及び維持管理

業務実施期間が満了又は取扱事業者の責めに帰する理由に基づき、業務実施の決定が取り消された場合は、速やかに原状回復を行うものとする。

なお、原状回復に際し、取扱事業者は一切の補償を市に請求することはできない。

(5) 紛争の処理

広告物件に関して、第三者との間に紛争が生じた場合は、取扱事業者の責任及び負担において解決するものとする。

(6) その他附帯する事務

3 取扱事業者の使用料等

(1) 行政財産使用料（盛岡駅前広場内の指定場所）又は普通財産使用料（盛岡バスセンター待合室内の指定場所）

(2) 電気使用料及びその他経費

別紙掲出場所概要の盛岡バスセンター待合室内の指定場所北側(2)の設置場所は電気を使用する物件が設置可能な場所であり、広告掲出に伴い、電気使用料が生じる場合は、設置する物件の消費電力等に応じ算出した額を市が指定する方法により納入するものとする。また、各物件の設置及び撤去に要する工事費、移転費その他必要とされる一切の経費は取扱事業者の負担とする。

(3) 広告掲出料

広告掲出料は、取扱事業者として決定した者が提示した応募価格に消費税額及び地方消費税額を加えた額をもって、年額広告掲出料とし、市が発行する納入通知書により、指定する期日までに全額納入するものとする。

4 募集

(1) 募集期間

令和7年3月17日（月）から令和7年3月27日（木）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く、午前8時30分から午後5時30分まで）

(2) 提出方法

直接持参または郵送（期日必着）によるものとします。

(3) 応募書類

ア 応募申込書（様式第1号）	1部
イ 誓約書（様式第2号）	1部
ウ 応募価格調書（様式第3号）	1部
エ 業務計画書又は企画提案書（任意様式）	5部
オ 契約実績一覧	5部
カ 会社概要が分かるパンフレット等	5部
キ 登記事項全部証明書（登記簿謄本）	1部
ク 印鑑証明書	1部
ケ 納税証明書（別表一1）	各1部
コ 屋外広告業登録済証（写）	1部

(4) 応募資格要件 次の要件をすべて満たす法人であること。

ア 官公庁との契約の実績及び本事業と類似の実績を有していること。

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがある者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがある者その他経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

エ 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員に該当せず、また、同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員との関係がないこと。

オ 国税及び地方税の未納がないこと。

カ 盛岡市屋外広告物条例（平成 19 年条例第 68 号）の規定に基づく盛岡市屋外広告業登録者であること。

5 審査及び事業者の選定

(1) 審査及び選定方法

提出された応募書類により資格審査及び企画提案内容の審査を行い、応募資格要件をすべて満たした応募者を選定対象者とし、市が示した仕様書に則った業務実施が可能であり、業者選定において考慮する観点を総合的に判断し、取扱事業者として決定する。

(2) 選考基準

選考の基準は、別表一 2 の審査項目及び評価の着眼点により、業務計画又は企画提案の実現性及び妥当性等のほか、応募者の活動実績等の対応能力評価も含め総合的に審査する。

評価点の合計が 60 点以上のもののうち、最も高い合計点を得た者を契約候補者として選定する。

なお、応募者が 1 者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査及び選定を行う。

(3) 選定結果の公表

取扱事業者の決定後、すべての応募者に選定結果を連絡する。

なお、応募者数等の応募状況、取扱事業者名及び契約価格は、市ホームページ等において公表する場合がある。

6 契約等の締結

選定された取扱事業者の候補者は、市と詳細について協議を行った上、本業務についての契約を締結するものとする。

なお、契約日から業務実施開始日までを準備期間とする。

7 その他

(1) 応募において、本募集要項に適合しない応募の場合及び提出された書類に虚偽があった場合は、失格とする。

- (2) 応募者は、取扱事業者の選定後において、本募集要項等の内容に関する不明又は錯誤を理由に異議申し立てできない。また、選定結果に関する異議申し立てはできない。
- (3) 提案に要する一切の経費は、応募者の負担とする。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 本業務の履行に当たっては、盛岡市個人情報の保護に関する条例（令和４年条例第３８号）を遵守し、管理上知り得た個人情報等を適切に保護しなければならない。
- (6) 物件の設置に当たっては、市の担当者と設置場所及び時期の詳細を事前に打合せすること。

8 お問い合わせ及び申し込み先

〒020-8530 盛岡市内丸１２－２ 盛岡市建設部交通政策課交通対策係 三浦（みうら）

電話番号 ０１９－６２６－７５１９

メールアドレス koutuseisaku@city.morioka.iwate.jp

(別表―1)

○盛岡市内に本店又は営業所等を有する法人

区分	税目	課税の有無等	提出書類等
盛岡市内 に本店又 は営業所 等を有す る法人	市税（盛岡市に納付するもの）		
	法人市民税	課税有り	納税証明書（2カ年分）
		市内に営業所等を設立後、 課税が無い	収受印のある「法人の 設立・変更等の申告書」 の写し
	固定資産税及び 都市計画税	課税有り	納税証明書（2カ年分）
		課税無し	不要
	軽自動車税	課税有り	納税証明書（2カ年分）
		課税無し	不要
	市民税に係る 特別徴収	盛岡市から特別徴収義務者に 指定されている場合のみ	納税証明書（1カ年分）
	国税		
	法人税	盛岡市内に営業所等を設立後、 法人市民税の課税が無い場合の み	納税証明書（その3の3）
	消費税及び 地方消費税	課税有り	
		免税	不要

○盛岡市内に本店及び営業所等を有しない法人

区分	税目	課税の有無等	提出書類等
盛岡市内 に本店及 び営業所 等を有し ない法人	市税（盛岡市に納付するもの）		
	固定資産税及び 都市計画税	課税有り	納税証明書（2カ年分）
		課税無し	不要
	軽自動車税	課税有り	納税証明書（2カ年分）
		課税無し	不要
	市民税に係る 特別徴収	盛岡市から特別徴収義務者に 指定されている場合のみ	納税証明書（1カ年分）
	国税		
	法人税		納税証明書（その3の3）
	消費税及び 地方消費税	課税有り	
		免税	不要

(別表―2)

番号	審査項目	評価の着眼点	配点（番号1から番号3までは5段階評価、番号4は素点）	
1	事業実績	官公庁との契約実績、本業務と類似する業務の実績が十分か。	10・8・6・4・2	10点
2	実施計画	設置する物件は、仕様書の内容に適合しているか。	10・8・6・4・2	10点
		業務全般の流れを理解し、スケジュール（物件の設置、広告主募集及び掲出）が適正に組まれているか。	10・8・6・4・2	10点
		業務の目的及び趣旨を理解した上で、獨創性及び優位性を備えているか。	10・8・6・4・2	10点
		安全対策（転倒防止策及び悪戯防止等）及びセキュリティ対策が施されているか。	10・8・6・4・2	10点
3	運営体制	市からの指示に即時に対応できる体制が取られているか。	15・12・9・6・3	15点
		広告取扱業務において、問題がある場合の対応が十分であるか。	15・12・9・6・3	15点
4	広告掲出料	提案額に基づく。	20～1※	20点
			合 計	100点

※計算式 業務期間1の提案額/提案最高額×3/5×20＋業務期間2の提案額/提案最高額×2/5×20

（業務期間1 令和7年4月15日から令和10年3月31日まで）

（業務期間2 令和10年4月1日から令和12年3月31日まで）